

議員提出第8号

非核三原則の早期法制化を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年9月25日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 中村 喜一

〃 小野 潔

〃 降旗 聡

吉川市議会議長 松崎 誠 様

提案理由 口頭

非核三原則の早期法制化を求める意見書

広島、長崎の原爆被爆から70年経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする、核兵器反対の政策は、世界中の国々と国民を動かしてきました。

今、核兵器廃絶をめざす潮流はさらに、その流れを強めています。核兵器を使用した、唯一の国である、アメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを表明しています。

今こそ日本は、世界で唯一の原子爆弾の被爆国として核兵器廃絶にむけた主導的役割をはたすべきです。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会および、政府におかれましては、被爆国日本として、世界の諸国・諸国民からかけられている、期待の大きさをふまえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期にされることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長